

Ⅱ 教育課程

第4分科会 知性・創造性 研究課題 知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメント の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

現代は将来の予測が困難な時代であり、社会構造が急速に変化する中、学校教育には、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識や技能の習得、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学びに向かう力や人間性の育成に向けた教育課程の編成が求められている。

この教育課程の編成に当たっては、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視することが重要である。

学校においては、学習指導要領に示された資質・能力の育成に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習活動の充実の方向性を改めて捉え直すとともに、ICTの新たな可能性を指導に生かすなどして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進していく必要がある。

校務をつかさどる校長は、子どもたちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目標を明確に示して地域と連携したよりよい学校教育を目指していかなければならない。そして、その目標の実現に必要な教育内容等の教科横断的な視点での組み立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を目指したカリキュラム・マネジメントの確立を図っていくことが大切である。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くための知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善についての具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

学習指導要領では、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を目指している。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、児童の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるよう、学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。

このような視点から、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を推進するための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

子どもたちに今日的な課題を克服していく力を身に付けることができるようにするためには、全教職員が子どもたちに育成すべき資質・能力について共通理解を深める必要がある。そして、そのために必要な学習指導の工夫や教材の開発、ICTを効果的に活用した授業改善などについて組織的に取り組み、実践の結果を基に教育課程の見直しを常に図っていく仕組みを確立する必要がある。

そのために校長は、知性・創造性を育むための教育課程編成上の課題を明確にし、家庭や地域と連携・協働を図り、絶えずより望ましい教育活動等の充実・改善を目指した取組を推進することが大切である。

このような視点から、知性・創造性を育む教育課程を編成・実施・評価・改善していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第4分科会 「知性・創造性」

研究課題 「知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取ってVUCAの時代とも言われている。また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。このように社会構造が急速に変化する中で、学校教育には、子どもたちを誰一人取り残すことなく、その資質・能力を育成することが求められており、新しい社会を切り拓いていく子どもに育てるために、どのような社会になっても自分のよさと可能性を信じ、他者と協働しながら主体的に課題解決を図り、よりよい人生や社会を創り出すための、知性や創造性の育成に力を入れていくことが重要である。

こうした中、令和時代の幕開けとともに、「新学習指導要領の全面実施」という重要な取組が始まった。感染症対策も収束した今、学習指導要領の理念に基づき、新しい時代の学校教育を実現していくことが一層求められている。令和3年1月の中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」の中では、新学習指導要領の全面実施について次のように記載がある。

○社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたという時代背景を踏まえた上で、新しい学習指導要領では資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。また、各教科等の指導に当たっては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこととしている。

こうしたことを踏まえ、校長は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、児童の学習状況を的確に捉え、授業改善を図るとともに、児童が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるための学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。また、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くために必要な知性と創造性を育むためのカリキュラム・マネジメントの実施を促進していかなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- ・資質・能力を育むために学びの質に着目し、過程を重視した学習の充実
- ・指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす学習評価の充実

(2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

- ・学習の内容と方法を重視し、学びの過程を質的に高めていく教育課程の編成・実施
- ・教育課程を軸に学校教育の評価・改善の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの充実

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第 1 章第 1 の 2）

(1) 確かな学力（第 1 章第 1 の 2 の(1)）

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

本項は、こうした法令の規定を受け、児童が確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めることを示している。加えて、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要であることから、学校教育法第 30 条第 2 項に規定された事項に加えて、「個性を生かし多様な人々との協働を促す」ことを示している。（中略）

本項においては、確かな学力の育成に当たって特に重要となる学習活動として、児童の発達の段階を考慮して、まず「児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実する」ことを示しており、学習の基盤となる資質・能力の育成について第 1 章総則第 2 の 2 (1)において言語活動の充実について第 1 章総則第 3 の 1 (2)において規定されている。

加えて本項では、「家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること」の重要性を示している。小学校教育の早い段階で学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

4 カリキュラム・マネジメントの充実（第 3 章第 1 の 4）

各学校においては、児童や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

（中略）

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。

また、総則の項目立てについても、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続を踏まえて、①小学校教育の基本と教育課程の

役割（第1章総則第1）、②教育課程の編成（第1章総則第2）、③教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3）、④児童の発達の支援（第1章総則第4）、⑤学校運営上の留意事項（第1章総則第5）、⑥道徳教育に関する配慮事項（第1章総則第6）としているところである。各学校においては、こうした総則の全体像も含めて、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

ア 児童や学校、地域の実態を適切に把握すること

イ カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章第3の1の(1)）

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだし解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実に図ること。

本項は、各教科等の指導に当たって、(1) 知識及び技能が習得されるようにすること、(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視して充実に図ることを示している。

平成26年11月20日の中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」において、具体的な審議事項として、育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうか、特に今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるかを示した。これを受けて、中央教育審議会では、我が国の学校教育の様々な実践や各種の調査結果、学術的な研究成果等を踏まえて検討が行われ、児童に必要な資質・力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付けた。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点は、各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素である。

児童に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが、そうした着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はない。また、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童に求められる資質・能力を育むために、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。

- ②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） 中央教育審議会 令和3年1月26日

第Ⅰ部 総論

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

(4) 新たな動き

- こうした多くの課題がある中、令和時代の始まりとともに、「新学習指導要領の全面実施」、「学校における働き方改革」、「GIGA スクール構想」という、我が国の学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展しつつある。国においては、こうした動きを加速・充実しながら、新しい時代の学校教育を実現していくことが必要である。

①新学習指導要領の全面実施

(中略)

- 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきているといった時代背景を踏まえた上で、新しい学習指導要領では資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。また、各教科等の指導に当たっては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこととしている。

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(2) 教育課程の在り方

①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 今般改訂された学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。このため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要である。新学習指導要領を着実に実施するに当たっては、GIGA スクール構想により整備される ICT 環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要である。

③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。

I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

(3) 社会の現状や変化への対応と今後の展望

- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われている。これまでの3回にわたる計画の中で、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。こうした中、第3期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えよう。このような危機に対応する強靭さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じた。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなった。感染拡大当初は ICT の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなったが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されている。
- (中略)
- デジタルトランスフォーメーションや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン（脱炭素）人材が不足するとの予測がある。また、AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通される。
- 経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構（OECD）の「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。
- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
- 成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要である。
- また、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領前文に定められた目指すべき姿を実現することが求められる。その際、教育基本法の理念・目的・目標について規定されている普遍的価値を共有した上で、主体的な社会の創り手となる考え方が重要である。
- 今後目指すべき未来社会像として、第6期科学技術・イノベーション基本計画において、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての「Society5.0（超スマート社会）」が示されている。
- これら社会の現状や変化を踏まえて 2040 年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えよう。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっている。
- こうした認識の下、目指すべき社会像の中での教育の在り方を本計画において示すものである。

Ⅱ 教育課程

第5分科会 豊かな人間性

研究課題 豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

分科会の趣旨

情報化・グローバル化の進展、人口知能(AI)の活用、予測不能な自然災害や新たな感染症等により、社会や生活の在り方が大きく変化している。このような時代の中では、自らを人との関わりの中で律しつつ、自己を確立していくことが大切である。また、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備えた人として育ち、自分らしく主体的に生きていける教育を推進していくことが肝要である。

学校には、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、道徳教育であり、人権教育である。

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものである。子どもたちが夢や希望をもって未来を拓き、人間としてよりよく生きようとする力が育成されるよう指導の一層の充実を図っていかなければならない。

また、人権教育は、人間尊重の精神の涵養を目的とする教育活動である。LGBTQやSNS等による誹謗中傷等、人権を侵害するような様々な事案が頻発する社会において、子どもたちに自立した人間として、生命の価値を自覚し尊重することや、人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育むことを教育活動全般の中で進めていくことが必要である。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、道徳教育や人権教育など心の教育に関わる教育実践を推進すると共に、家庭や地域などと連携・協働した取組を実現し、人間性豊かな日本人を育成するためのカリキュラム・マネジメントの具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

子どもたちの豊かな心の育成は、特別の教科道徳はもとより、各教科等の特質に応じて適切な指導を行うことが必要である。また、子どもたちに育むべき道徳性の内容を的確に捉えるとともに、多様で効果的な指導方法を取り入れ、豊かな心を育成する道筋を踏まえた教育活動を吟味し、展開していくことも求められている。

校長は、このような認識に立ち、未来社会に生きる子どもたちの人格形成を見据えて、規範意識や自尊感情を高め、夢や希望をもって未来を切り拓き、よりよく生きることのできる力を育む教育活動を、家庭や地域と連携しながら進めていかなければならない。

このような視点から、豊かな心を育む道徳教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) よりよい社会を創る人権教育の推進

未来を築く子どもたちにとって、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず、文化・価値観・個性の違いこそが豊かさにつながることに認識することは、人権感覚を育むためには重要なことである。そのためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、子どもたち自身が互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していくことが大切である。また、子どもたちの人権感覚は、学校だけでなく家庭や地域社会を通じて育まれることから、その連携と協働が不可欠である。

このような視点から、学校や地域の実態に即し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心等、社会を生き抜くために必要な人権感覚を育むための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第5分科会「豊かな人間性」

研究課題 「豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

未来を担う子どもたちに、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、規範意識などの道徳性の育成を図ることは、極めて重要なことであり、喫緊に取り組むべき社会的要請となっている。

しかし、近年、生命を大切にすることや思いやりの心などの倫理観や、社会性の育成などが十分ではないとの指摘がなされている。子どもの心の成長に関わる現状を見ると、社会的環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少などを背景に、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱ってきている。

教育振興基本計画でも、「子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに、人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。」ことを求めている。

「豊かな人間性」とは

- 美しいものや自然に感動する心などの感性
- 正義感や公正さを重んじる心
- 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 自立心、自己抑制力、責任感
- 他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心である。

具体的には、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要である。学校教育においては、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、道徳教育であり、人権教育であると捉えている。

- (1) 道徳教育の推進—自立した一人の人間として人生を他者と共によりよく生きる人格を形成することを目指し、人間としてよりよく生きようとする力を育成する。
- (2) 人権教育の推進—人間と生命の価値を自覚し尊重することや人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育む。

校長は、学校や地域の実態・課題の状況を十分に把握し、推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努めなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」の目標と内容を体系的、構造的に明確にしなが、子どもの実態把握に基づいた多様で効果的な指導方法や評価の在り方
- ・自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育活動

(2) よりよい社会を創る人権教育の推進

- ・子どもたちが互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していける学校づくりと家庭・地域との連携・協働の在り方
- ・健全な人権感覚を身に付け、自他の人権を守るための実践行動ができるような資質・能力の育成

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

令和5年度 文部科学省白書

文部科学省

第2章 初等中等教育の充実

第9節 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方、生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

道徳教育については、小・中学校に「道徳の時間」が昭和33年に設けられ、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら創意工夫を生かした実践が行われてきた一方で、その本来の役割を果たされていないのではないかという指摘もなされてきました。

今後、人工知能（AI）をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、平成27年3月に、道徳教育の更なる充実のため、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置づけるなどの学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図っています。

改正の主なポイントは次のとおりです。

- ①内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- ②問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ③数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
- ④道徳科に検定教科書を導入

これらについて、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度からそれぞれ全面実施されました。

また、評価や指導要録の在り方等については、平成28年7月の「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成28年7月29日付け 初等中等教育局長通知）を発出し、道徳科の評価の在り方や指導要録の参考様式について周知・徹底を図りました。

その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

- ①他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
- ②個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- ③児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わり

の中で深めているかといった点を重視すること

④道徳科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

(略) 文部科学省では、優れた授業動画や指導用資料等をウェブサイト上で公開する「道徳教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、その充実を図りながら、各学校の児童生徒の実態に応じた創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

第10節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更)に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年3月)、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」(令和3年3月策定、5年3月改訂)等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

平成23年度から27年度まで人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施したほか、28年度においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し公表しました。さらに、30年度には、学校における人権教育の一層の推進に資するため、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し公表しました。

また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日付け初等中等教育局児童生徒課長通知)を発出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を28年4月に作成し、学校へ周知しました。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)等を踏まえた、法務省、文部科学省、厚生労働省の3省連名での通知を4年7月に発出しました(「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」(4年7月22日付け 初等中等教育局児童生徒課長、初等中等教育局教育課程課長、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、高等教育局大学振興(現大学教育・入試)課長、厚生労働省健康局難病対策課長、法務省人権擁護局人権啓発課長通知)。同通知では、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用、法務省が作成する人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」等について、関係省庁間の連携の下で更なる周知の徹底を図っています。

また、文部科学省内では、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者ヒアリングを含む会議(9回)と関係施設の視察(6箇所)等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。これも踏まえ、教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、学校等での活

用を促進する等の取組を行っています。今後、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言も踏まえ、更なる取組を進めていきます。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」や、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、北朝鮮当局による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」や、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、北朝鮮当局による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

第4期教育振興基本計画

閣議決定 令和5年6月16日

目標2 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】(抜粋)

○道徳教育の推進

- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。国においては、更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、地方公共団体等との連携の下、優れた授業動画や教材等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を推進する。

○いじめ等への対応、人権教育の推進

- ・いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生している。いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめの問題に取り組まなければならない。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。その際、令和5年4月に設置されたこども家庭庁など関係府省との連携・協力を進め、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
- ・令和5年4月から、いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁で情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。
- ・問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。

- ・誰もが安心できる教育現場を実現するため、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなど学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行うことや、学校・警察双方において連絡窓口となる職員の指定を徹底するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。
- ・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進する。
- ・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。

【指標】（抜粋）

- ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加（再掲）
- ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加
- ・友達関係に満足している児童生徒の割合の増加
- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加
- ・いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況の改善・児童生徒の人口10万人当たりの自殺者数の減少
- ・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加
- ・困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加
- ・人が困っているときは進んで助けたいと考える児童生徒の割合の増加
- ・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加

人権教育を取り巻く情勢について

～人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」策定以降の補足資料～
令和5年3月改

I. 学校における人権教育の推進（項目だけ抜粋）

1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進
 - (1)人権教育の充実を目指した教育課程の編成
 - ①社会に開かれた教育課程の実現
 - ②カリキュラム・マネジメントの推進
 - ③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (2)人権尊重の理念に立った生徒指導
 - (3)人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

Ⅱ 教育課程

第6分科会 健やかな体

研究課題 健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

分科会の趣旨

社会環境・生活環境の変化は、人々の生活様式に大きな影響をもたらしたばかりでなく、子どもたちの心身への影響も大きく、体力・運動能力の低下をはじめ、ストレスや肥満傾向の増加、生活習慣病への危険性の高まりなど、様々な健康問題を引き起こしている。また、スマートフォンやゲーム機器への過度な依存による運動への関心や意欲の低下、運動機会やアクティブな遊びができる時間や場所の減少、運動する子どもとそうでない子どもとの二極化の問題等、課題が増加している。

こうした背景を鑑み、これからの社会を生きる児童に健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は人間活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」、幸福な人生の創り手となる力を支える重要な要素である。

学校教育においては、子どもの心身の調和的発達を促し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって主体的かつ積極的にスポーツに親しむ習慣や資質・能力を育成する必要がある。また、健康の保持増進に必要な知識、習慣を身に付けさせることを一層重視していかなければならない。

こうした教育を進めるに当たり、校長には、教科のみならず、特別活動や教育課程外の教育活動を相互に関連させた教育課程の編成を促すとともに、子どもが学びを実生活や実社会に生かすことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を進める組織体制を構築するなど、健やかな体の育成に向けたカリキュラム・マネジメントが求められる。

本分科会では、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現し、健康で安全な生活を営む実践力を育む教育活動を家庭や地域と密接に連携・協働しながら推進していくためのカリキュラム・マネジメントについて、その具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進

子どもたちの日常的な運動機会の減少や全国的な体力の低下・停滞傾向を受け、学校教育には、子どもたちが基礎的な身体能力を身に付け、豊かなスポーツライフを送るための資質・能力の基礎を培っていくことが期待されている。

そのために学校は、体育科の授業や特別活動、教育課程外の活動を通して、運動の意義や楽しさを感じながら、運動の特性に応じて基本的な動きや技能を身に付けていくことのできる教育活動を推進するとともに、学校と家庭や地域が連携し、子どもの意欲の継続や運動機会の確保を図っていくことが重要である。このような視点に立ち、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む教育活動を推進するために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

(2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進

子どもたちにとって小学校生活は、発育・発達の著しい時期であり、健康・安全教育は、他のライフステージにも増して重要な役割がある。小学校においては、子どもたちが食事、運動、休養、睡眠などの重要性を理解し、自らの基本的な生活習慣を見直す力や心と体の密接な関連性を理解し、様々な欲求やストレスに対して、状況に応じて適切に対処できる力など、生涯を通じて健康で安全な生活を営むことのできる資質・能力の基礎を培うことが求められている。そのためには、健康・安全教育について、各校の現状や課題に則した教育課程への位置付けや家庭・地域と連携した取組、適切な人材活用と教職員の共通理解が必要である。このような視点に立ち、健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動を推進するために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

第6分科会「健やかな体」

研究課題 「健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性と先見性、意識改革の必要性についての解説

我が国の発展には、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにしていくことが必要である。そのためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにしていくことが大切である。

近年、子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘され、肥満や生活習慣病、さらにはストレスの増大など精神的な問題も多く見られてきており、これまでの施策により一定の歯止めはかかっているものの、スポーツをする子としない子の二極化傾向が顕著になるなど、体力の向上は引き続き課題となっている。

また、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になってきていることや、想定していなかった自然災害が発生するなど、社会の変化に伴う安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子どもたちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっている。これらの背景には、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化し、物質的に豊かで便利な生活の中で、子どもたちが体を動かし、汗を流して取り組む機会が減少してきていることが挙げられている。このように、生活環境の変化は、子どもたちの成長・発達に少なからず影響を与えている。

子どもたちに生きる力と豊かな人間性を育てていく上で、何よりも健康の保持が重要である。学校においては教育活動を通して、「運動を楽しいと思える経験」「運動能力向上に向けた活動」「主体的に健康で安全な生活を営む力を育む教育実践」等の取組が求められている。また、子どもたちが様々な経験や取組を通して、生涯にわたって主体的に実践していこうとする意欲につなげていく育みとなることが重要である。

そのため、学校は組織として、全教職員で目的や手立ての共有化と意識向上を図り、役割分担を明確にするなど、一体となって取り組む体制が必要となる。また、家庭内の約束事として起床・就寝時間を決めるなど、家庭や地域社会との連携・協力の下、共通の目的意識をもって子どもの生活習慣づくりに取り組むことも大切である。

校長は、多様化・深刻化している子どもの健康課題を解決するために、校内環境や校内組織の整備を図るとともに、体育・健康教育全体計画に基づき、全ての教職員が共通の認識をもちながら取組を進められるよう、リーダーシップを発揮していくことが求められている。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進

- ・ 体育の授業改善や特別活動、教育課程外の取組など、運動能力向上に向けた教育活動の充実
- ・ 子どもの意欲の継続や運動機会の確保のための、学校・家庭・地域の連携

(2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進

- ・ 全教職員で目標や手立ての共有化と意識向上を図る校長のリーダーシップ
- ・ 学校・家庭・地域の連携の下、主体的に健康で安全な生活を営む力を育む健康教育の充実

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き

文部科学省 平成31年3

第1章 総則 第1節 学校における保健教育の意義

2. 子供たちの現代的な健康課題の解決を図る保健教育

今日、子供たちを取り巻く状況は、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化している。こうした変化は、子供たちの心身の健康状態や健康に関わる行動に大きく影響を与えている。特に、近年では、情報化の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちが健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。

また、食を取り巻く社会環境が変化し、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題も見られる。さらに、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い子供を取り巻く安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子供たちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっている。

今日疾病構造が変化しており、がんや心疾患ならびに精神疾患といった現代的な健康課題の解決が必要である。その際、疾病予防の考え方として、一次予防（適切な食事や運動不足の解消、喫煙、ストレスコントロールといった健康的な生活習慣づくりの取組や予防接種、環境改善など）、二次予防（検診等による病気の早期発見と早期治療など）、三次予防（適切な治療により病気や障害の進行を防ぐこと）などの内容を充実させていくことが求められる。少子高齢化については、若い世代の出産子育てや高齢化に伴う健康寿命の延伸なども課題である。

これらの多様で喫緊の健康課題を解決するには、学校、家庭、地域が連携・協働し、多面的な対策に取り組んでいくことが不可欠である。近年、我が国の子どものむし歯の罹患率や、成人の喫煙率は減少傾向を示している。これらの改善には、社会全体での積極的な対策の取組とともに、学校での着実な保健教育が大きく寄与している。

このように保健教育の果たす役割は、今後一層期待されるところである。

3. 保健教育の目標と位置付け

(1) 心身ともに健康な国民の育成

心身ともに健康な国民の育成は、教育の基本的な目標であり、教育基本法においても第1条（教育の目的）に明示されており、その意義は大きい。保健教育は、心身ともに健康な国民を育成する上で極めて重要であり、小学校における保健教育がその基礎を築き、さらに中学校及び高等学校の保健教育を積み重ねていくことが必要である。

そのため、小学校の教育関係者が保健教育の重要性を認識し、よりよい実践を推進していくことが、今こそ求められている。

(2) 保健教育の目標

小学校学習指導要領第1章総則第1の2の(3)において示されているとおり、学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めることをねらいとしている。特に、健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切であることが示されている。こうした指導については、学校段階に応じて、中学校や高等学校学習指導要領総則にも示されている。

その趣旨に基づき、小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。

特に、小学校教育においては、低学年からの生活習慣の乱れがみられること、就学前教育あるいは義務教育としての中学校教育との円滑な接続を図る必要があること等から、各学年の発達の段階の特徴を考慮して、身近な生活における自己の健康課題に気付き、その課題解決に向けて自ら取り組み、健康な家庭や学校づくりに貢献するための資質・能力の基礎を育成することが大切である。

(3) 保健教育の位置付け

保健教育は、子供たちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。

例えば、体育科保健領域、特別活動（学級活動、児童会活動等）、総合的な学習の時はもとより、関連する各教科等においても、それぞれの特質に応じて行われることも考えられる。

また、新しい学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。

第2章 初等中等教育の充実 第11節 子供の健康と安全**2 学校における食育、学校給食の推進****(1) 学校における食育の推進**

子供たちに対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるよう、学校において食育を推進することは大変重要です。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を有し、食育の中心的な推進役として、重要な役割を果たしています。文部科学省においては、学校における食育の充実のため、食に関する指導の手引や食育教材等を作成するとともに、栄養教諭の配置促進・資質能力向上に取り組んでいます。

栄養教諭の配置数は、令和5年5月1日現在、全国の公立義務教育諸学校において、6,924人となっており、平成17年の制度創設以来、年々増加傾向にはありますが、配置されている栄養教諭・学校栄養職員の合計に占める栄養教諭の割合は全国平均61.1%で、地域間格差もあります。このため、文部科学省では、栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、栄養教諭の職務の明確化を図り、都道府県教育委員会等に対し、新規採用や学校栄養職員から栄養教諭への任用替え促進を働きかけています。

食を取り巻く社会環境が大きく変化した現代においては、食物アレルギーや偏食等、子供たちの食に関する健康上の諸課題が多様化しており、栄養教諭による食に関する個別指導を充実させていくことも重要です。文部科学省においては、「食に関する健康課題対策支援事業」を実施するなど、栄養教諭の食に関する個別指導力の一層の向上に取り組んでいるところです。

3 学校安全の推進**(1) 子供の安全に関する総合的な取組**

平成21年4月に施行された学校保健安全法に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。令和4年3月25日には、4年度から8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。本計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性の向上を高めること、地域等との多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策の推進、全ての学校における実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成・見直し際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）等を作成し、活用を促しています。

さらに、熱中症事故を防止するため、暑くなる前の4月から、各種通知や文部科学省ウェブサイトにおける研修資料の配信等により注意喚起を行っています。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る体制整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八

街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、点検の結果対策が必要と確認された箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

(4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身につけられるよう、実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省では、平成31年3月に、学校安全の総合的な参考資料である「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。また、令和2年3月には教職員等の学校安全に関する資質能力の向上に資するため、キャリアステージに応じたeラーニング教材を開発し、内容を更新しつつ提供しています。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を踏まえて、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

このほか、地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイトを開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトにて公開しています。

第3期スポーツ基本計画

文部科学省 令和4年3月

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」(抜粋)

中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、第3期計画において施策を示すにあたっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、以下の3つの「新たな視点」が必要になる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人々がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

なお、これら3つの視点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係し合う側面があることにも注意する必要がある。

小学校学習指導要領解説

総則編

文部科学省 平成29年6月

(3) 健やかな体 (第1章第1の2の(3))

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。これからの社会を生きる児童に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。児童の心身の調和的な発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。こうした現代的課題を踏まえ、体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質・能力を育て、心身の調和的な発達を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すものである。

本項で示す体育に関する指導については、積極的に運動する児童とそうでない児童の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。このため、教科としての体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動系のクラブ活動、運動会、遠足や集会などの特別活動や教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。特に、学校における食育の推進においては、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。